

広島県庁内樹木害虫防除・剪定業務委託特記仕様書（令和8年度）

1 業務概要

- (1) 業務名 広島県庁内樹木害虫防除・剪定
- (2) 履行場所 広島市中区基町 10-52 外
- (3) 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 委託業務仕様 図面及び仕様書に記載されていない事項は、すべて広島県植栽管理業務委託共通仕様書による。
- (5) 対象業務 この仕様書の対象業務は次のとおりとする。なお、実施日等を事前に施設管理担当者と調整すること。※民間事業者への貸付敷地（憩いの施設・県庁しばふ広場・県庁外来駐車場）については対象外とする（図面番号3参照）

ア 樹木剪定

- ・ 中高木等の剪定、低木・生垣等刈り込み

	樹木名	時期
生垣・低木 (図面番号3参照) (図面番号4参照)	ヒイラギモクセイ、アオキ、クチナシ、タマイヅキ、ツバキ(本館東側倉庫周辺)、ユカ、イヌツゲ、ジンチョウゲ、ハクショウゲ、マツキ、ミヤマヒヤクシン、ユキヤナギ、メジロスキ、サツキ、ナンテン、サザンカ、ヒラドツツジ、マメツゲ、キリンマツツジ、アジサイ、セイヨウシャクナゲ、マルバマンネングサ	4月から翌年3月の適切な時期に 1回 (アジサイは2回)
中高木 (図面番号2参照) (図面番号4参照)	ウメ、カイヅカイヅキ、サツマスギ、サンゴジュ、シダレイトスキ、シラカシ、スリュウヒバ、スキ、ゲッケイジュ、タイサンボク、トベラ、ガゼ、ネズミモチ、ヒイラギモクセイ(議事堂前)、モジ、モミノキ、シユロ、ドラセナ、キンモクセイ、ユカ、ツバキ	4月から翌年3月の適切な時期に 2回
	クロマツ、アラカシ、モッコク、ウバメガシ(中庭)、ヒイラギモクセイ(本館正面玄関前、自治会館東側)、クロガゼモチ(中庭)	
生垣・低木 (図面番号3参照) (図面番号4参照)	ウバメガシ、サザンカ(本館正面玄関前)、ナンテン(本館正面玄関前、議事堂周辺)、マメツゲ(議事堂周辺、東館周辺)	4月から翌年3月の適切な時期に 3回程度
中高木 (図面番号2参照)	クロガゼモチ(本館正面玄関前)	
低木・地被 (別紙参照)	シャシャンボ、ウバメガシ、ゲンカイツツジ、ヤマアジサイ、ツワブキ、ベニシダ、キボウシ、リュウヒゲ	別紙プランター植栽管理計画のとおり

- ・ 中高木等の玉散らし

	樹木名	時期
高木 (図面番号4参照)	ホルトノキ	6月から翌年3月の適切な時期に1回

- ・ 高木剪定

高木に枯枝や越境枝、枯幹、落枝等が発生した場合は、施設管理担当者と協議の上、適切に伐採や剪定、後処理を行うこと。（年3回程度）

(補足)

(ア) 生垣の刈り込み方法

- ・ 生垣は、内部の枝葉に日光が当たるよう「中透かし」で剪定し、表面を刈り込んで整形すること。
- ・ 敷地と公道の境界に位置する生垣は、歩行者や自転車等の通行の妨げにならないよう、適當な長さまで刈り込むこと。
- ・ 生垣周辺の雑草についてもあわせて刈り込み、処分すること。

(イ) アジサイの剪定方法

- ・ 一次剪定として、花が咲き終わった後、枯れた花（花がら）を摘み取る。（6月下旬～7月頃）。
- ・ 二次剪定として、各株の先端から3芽下当たりで剪定する（秋ごろ）。アジサイの高さは、1.2～1.5m程度に管理するよう適宜剪定を行う。

イ 中庭の草取り

- ・ 庭園内の雑草を手で、丁寧に抜き取ること。
- ・ 芝生は、適當な時期に刈り込みを行うこと。（2回／年）
- ・ 中庭防潮堤上芝生について適當な時期に刈り込みを行うこと（2回／年）。
- ・ 除草剤（シバゲンDF同等の薬剤）を散布することとし、雑草の発生初期（春ごろ）と発生前（秋ごろ）に各1回ずつ散布すること。また、使用量・使用方法等はメーカーの基準に従うこと。

ウ 中庭の竹の除草剤使用

- ・ 節間を穿孔後、除草剤（ラウンドアップマックスロード同等以上の原液）を内部に注入・密閉し枯損処理をした後、枯れを確認し、できる限り根本で伐採すること。
- ・ 使用薬剤は事前に施設管理担当者へ協議すること。使用量・使用方法等はメーカーの基準に従うこと。

エ こも巻き及び取り外し（防寒措置）

- ・ フェニックス1、2（議事堂横2本）、ヤツ1～3（議事堂正面1ヶ所、自治会館東側2ヶ所）、クロマツ1～4（中庭3本、県庁の森1本）を対象樹木とする。（図面番号1、2参照）

オ 病害虫防除・駆除

- ・ 防除については、病害虫の種類に応じ適當な時期に、また、駆除については、病害虫発生時に隨時行うこと。
- ・ 議事堂南側アリカワと県庁の森南側ツバキは例年6月～11月に害虫が大量発生するため、発生前時期に薬剤散布や薬剤打ち込みといった防除策を取り、発生次第隨時駆除を行うこと。
- ・ 作業に当たっては、歩行者等に薬剤が飛散しないよう、防止策を講じること。

カ 樹木への薬剤注入

- ・ アメリカフウ(1本)、タイワンフウ(1本)を対象樹木とする。(議事堂、自治会館)
- ・ 幹周に約10cmピッチに薬剤(オルトランカプセル)を注入すること。
- ・ 使用量・使用方法等はメーカーの基準に従うこと。

キ 施肥

- ・ 施肥の際は、使用材料種類・使用量の指示に従って使用すること。
- ・ 冬季施肥(油かす)については、輪肥の方法によって実施すること。
- ・ グリーンパイルについては、土中へ打ち込み設置すること。

ク エアレーション

- ・ モジ(議事堂南側1本)を対象樹木とする。(実施回数: 2回(6月、10月))

ケ 巡回の実施

- ・ 月1回程度県庁敷地内を巡回し、病害虫や老朽化による倒木の恐れ等の異常があれば適宜別紙報告書(※1)により施設管理担当者に報告すること。なお、病害虫については発見後、直ちに駆除すること。

コ 樹木点検の実施

- ・ 高木の簡易点検を実施し、実施日の属する月の翌月10日までに、別紙調査票(※2)により施設管理担当者に報告すること。(実施回数: 2回/年(8月ごろ(目視のみ)と1月ごろ(目視、打音、揺すり)))
- ・ 幹周(株立については地際周)について計測し、図面番号とともに調査票(任意様式)に記載して施設管理担当者に報告すること。
- ・ 点検は、街路樹剪定士の資格を有する者又はこれと同等以上の資格を有する者が行うこととし、点検実施日の2週間前までに資格を有することを証明する書類を提出すること。
- ・ 再委託を行う場合は、業務委託契約約款第13条但書きに基づき、施設管理担当者の承諾を得ること。

サ 樹木図面の整理

- ・ 樹木数量と位置を管理する図面を、高木、中低木、低木・生垣の三種類に分けて作成し、伐採や移植等で樹木数量や位置に変更がある毎に更新すること。
- ・ 樹木図面は年に1回(10月頃)提出すること。ただし、施設管理担当者の求めがある場合は都度提出すること。

2 業務計画書、作業計画書の提出

(1) 契約後、業務計画書を事前に施設管理担当者に2部提出し承認を受けること。この場合、業務計画書には次の事項について記載しなければならない。ただし、少量の剪定委託業務等、簡単な作業については、施設管理担当者の承諾を得て記載内容の一部又は全部を省略することができる。

ア 作業概要

イ 作業計画表(年間計画工程表)

ウ 現場組織表(現場代理人、主任技術者及び連絡体制を明確にすること。)

エ 安全管理対策

- オ 主要機材、資材
- カ 作業方法（仮設備計画等含む）
- キ 作業管理計画（工程管理、品質管理、写真管理）
- ク 緊急時の体制及び対応

(2) (1)とは別に、作業実施日を施設管理担当者と調整の上、毎回作業1週間前に別紙作業計画書（※3）（作業内容、作業場所、使用機材、業務時間、駐車台数、駐車場所等）をFAX等で提出し、施設管理担当者の承認を得ること。

3 作業完了報告書の提出

作業完了後、作業実施日の属する月の翌月10日までに作業完了報告書を1部提出すること。
この場合、作業完了報告書には次の事項について記載すること。

- ア 作業の内容（作業前、作業中、作業終了後の写真を含む）
- イ 労務者の就業
- ウ 材料の搬入
- エ 使用機材
- オ 天候

病害虫駆除、防除及び施肥業務を実施した月は、使用薬剤、肥料の納入時及び作業が全て完了した時点の資材の空き缶等の写真並びに使用薬剤、肥料の品質、出荷状況等を証明する書類を添付すること。

注) 作業完了報告書と請求書・完了通知書の提出をもって、月毎の支払い手続きを行うため、作業完了後は極力早期に施設管理担当者に提出すること。

4 使用材料

(1) 使用肥料

肥料の使用は、時期に応じて次表のものを使用すること。

時期	対象樹木	肥料	総数量		単位当たり の数量
			本館等(東館を 除く)	東 館	
6月	サツキ、 ツツジ 等、花木、 生垣等	バーディーラージ	130kg	150kg	10~30 g／m ³
2月	中木類	油かす	1,000kg	150kg	2~3 kg／m ³
	高木類	グリーンパイル(業 務用)ラージサイズ	300 本	150 本	3 本／樹木 1 本
—	低木類・ 地被類 (フランタ ー)	—	—	—	—

注) 表中のメーカー名は、品質計画のための参考表示であり、メーカーを指定したものではない。

(2) 使用薬剤

薬剤の使用については、原則、病害虫に応じて次表のものを使用すること。なお、展着剤の使用が適切な樹種には、適宜、展着剤を使用すること。

駆除防除対象	対象作物	薬剤種類	使用数量(ℓ／10a)	希釀	時期
アブラムシ類	樹木類	スミチオン乳剤	200～700	1,000	【防除】 適宜
	花き類	ベニカR乳剤	100～300	100	
グンバイムシ類	樹木類	スミチオン乳剤	200～700	1,000	
アオムシ類	花き類	スミチオン乳剤	100～300	1,000	
ケムシ類	樹木類	トレボン乳剤	100～700	4,000	
ハダニ類	花き類	ベニカR乳剤	100～300	100	
カイガラムシ類	樹木類	カルホス乳剤	200～700	1,000～ 1,500	
うどんこ病	樹木類	トリフミン水和剤	200～700	3,000	【駆除】 発生時すみやかに散布し、以降年4回程度の範囲内で定期的に散布
	花き類		100～300		

5 その他

- (1) 原則作業時間は8:00～17:00とし機械音等を出す作業は9:00からとすること。ただし、あらかじめ施設管理担当者の承諾を得た場合は除く。
- (2) 剪定等で発生した枝葉等については、敷地内に残さずに敷地外処分を行なうこと。
- (3) 施設管理担当者が行う樹木への散水方法について、施設管理担当者の求めに応じて助言を行うこと。
- (4) 施肥作業は、肥料が敷地の外部に落ちないように行なうこと。外部に落ちた場合は、受注者の責任において除去及び清掃を行うこと。
- (5) 受注者の故意又は過失により、第三者又は器物等に損害を与えた場合は、受注者の責任において誠実に対応し、補償及び原状回復に努めること。
- (6) 特に次のことについては、十分に注意することとし、実施にあたっては施設管理担当者の指示に従うこと。
 - ア 県庁舎及び議事堂の名盤周囲の剪定（名盤の文字が見えるように行なうこと。）
 - イ 正面玄関前の樹木（クガモチ1）の剪定（見栄えを良くするため。）
 - ウ 生垣等の枝が通行人への支障となっている場合の剪定
 - エ 病害虫の発生時の対応
 - オ 東館廻りの剪定（近隣に住宅があるため。）
 - カ 中庭の樹木（アジサイ）の剪定（見栄えを良くするため。）
 - キ プランター植栽の剪定（見栄えを良くするため。）
- (7) ※1別紙報告書※2別紙調査票※3別紙作業計画書は様式例として示したものであり項目が網羅されているものであれば、この様式によらないことができる。その場合はあらかじめ、施設管理担当者と協議すること。

※1 別紙報告書

巡回報告書

令和 年 月 日

(施設管理担当者) 様

巡回日	令和 年 月 日 ()	天候	
巡回時間	: ~ :	立会者	
巡回 内 容			
巡回場所:			
樹木の枯れの有無:			
病害虫の発生の有無:			
高木の状態:			
詳 細 (場所、樹木名等)			
巡回者名			

※2 別紙調査票

高木調査票

令和 年 月 日

(施設管理担当者)

様

受注者

住所

氏名

印

点検日	
点検時間	
点検場所	
点検樹木名	

<備考> (状況を記入。図等を用いて詳細に記載すること。)

*県庁中庭、県庁の森等敷地内のある程度のエリアごとに作成するものとする。

※3 別紙作業計画書

作業計画書

令和 年 月 日

(施設管理担当者)

様

受注者

住所

氏名

印

作業日	
作業時間	
作業場所	
駐車希望場所・駐車台数	
使用機材	
<作業内容> (図などを用いて詳細に記入すること。)	

もとはちこみちプランター植栽管理計画

1. 概要

広島県庁舎は、広島市の都市エリアに位置し、建設当初から県庁の森や中庭において多様な自然環境を整備し、来庁者及び職員に心の潤いをもたらしてきた。

近年、県庁舎周辺で進む再開発や街づくりの機運の高まりを踏まえ、本県の新たな魅力拠点の場を創出することとし、令和6年度末に県庁舎敷地を活用した民設民営の憩いの場等の整備が完成した。

県においても、民間事業者と連携した一体的な敷地整備を行い、この度、基町と八丁堀地区をつなぐ「もとはちこみち」において、四季の変化を演出する植栽プランターを設置した。

長さ約 60mに及ぶ植栽プランターは、「もとはちこみち」を行き交う人々の目を楽しませる新たなオアシスとして、県民の心の「豊かさ」を育み、憩いの空間の魅力のひとつとなることが期待される。

この計画は、植栽プランターのある空間が永く県民に愛され、存在価値を維持するために、その空間の目指す姿を明確にし、それを実現するための方針を示す。

目指す姿

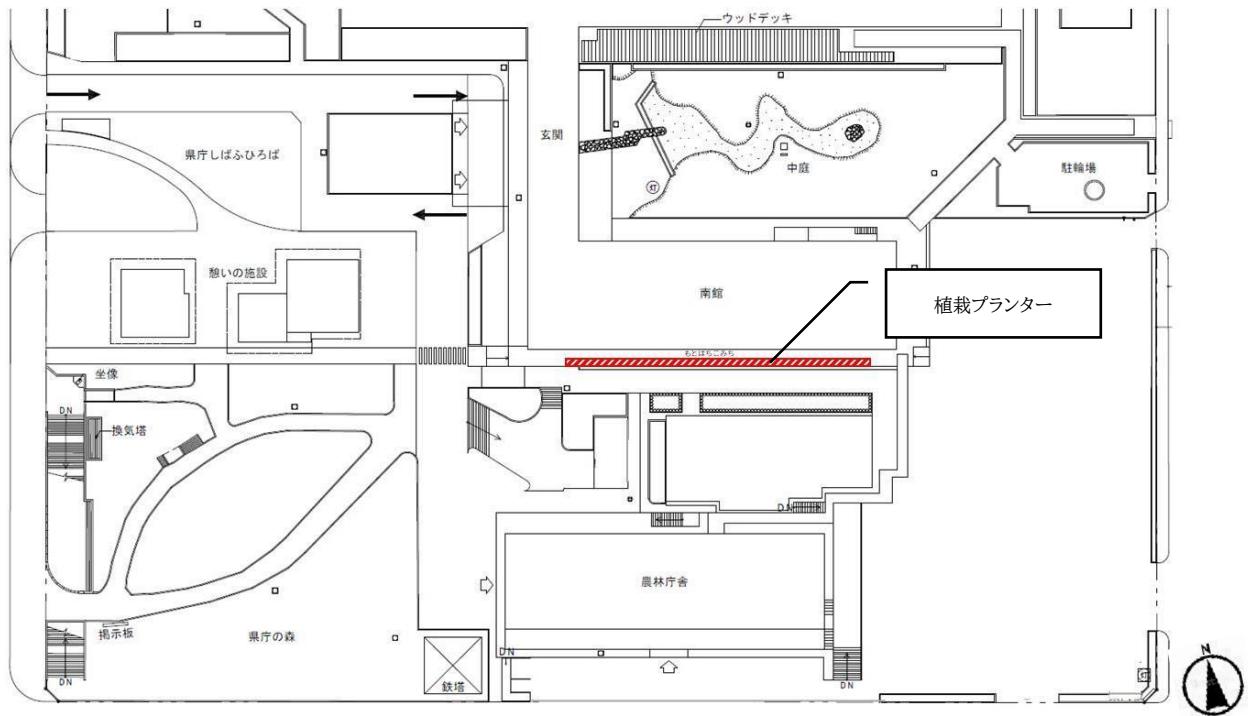
- ・四季折々の花木が楽しむことができ、「もとはちこみち」を通りたぐるような魅力的な空間が創出されている。
- ・「もとはちこみち」の通行を阻害しないよう、適切な維持管理が行われ、良好な空間が創出されている。

2. 現況について(令和6年度末時点)

植栽プランターは、令和5年度の実施設計(県庁の森及び南館前駐車場等改修その他工事に伴う実施設計委託業務)において、設計委託者からの提案により設置したもので、植栽の種類・数量・配置パターンについてもすべて設計委託者からの提案によるものである。

令和6年度末時点の現況については次のとおりである。

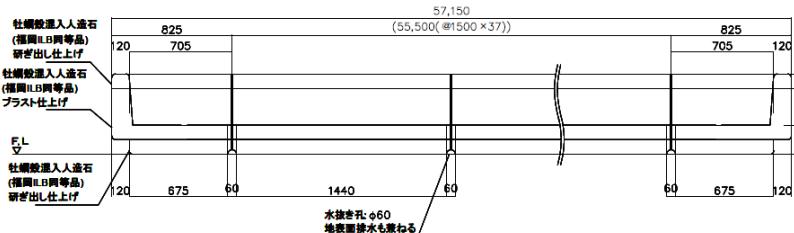
(1)植栽プランター位置図・詳細図



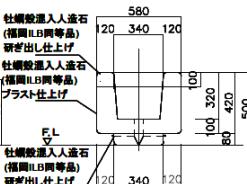
平面図



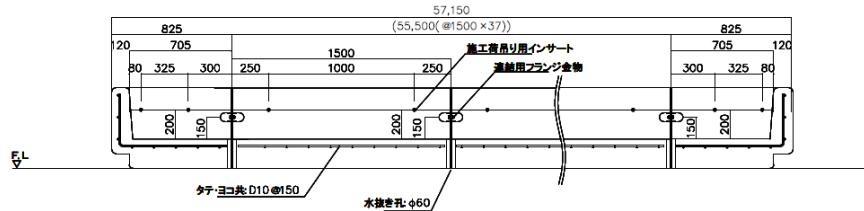
正面図



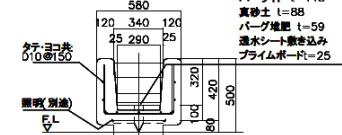
側面図



断面図



断面図



□ 照明は、電気工事とする。

(2)種類・数量等

名称	標準寸法	数量	全体に対する割合
低木類			
シャシャンボ	H50cm/W40cm	35 株	30%
ウバメガシ	H50cm/W40cm	35株	30%
ゲンカイツツジ	H40cm/W40cm	35株	30%
ヤマアジサイ	H40cm/W40cm	12株	10%
地被類			
ツワブキ	10.5cm pot	174 株	30%
ベニシダ	10.5cm pot	58 株	10%
ギボウシ	10.5cm pot	116 株	20%
リュウノヒゲ	10.5cm pot	232株	40%

※令和6年度末時点

(3)配置パターン

1)低木類

基本パターン(10本)を繰り返し、端数は端部で調整

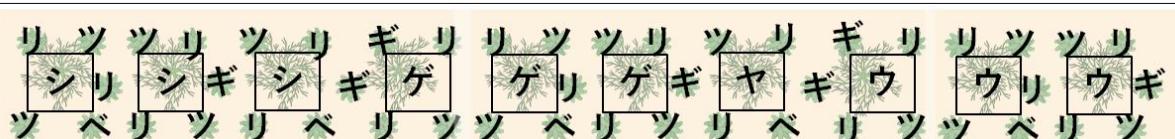
凡例 シ:シャシャンボ ウ:ウバメガシ ゲ:ゲンカイツツジ ヤ:ヤマアジサイ

2)地被類

基本パターン(低木4本分2m)を繰り返し、整列させず自然に配置

凡例 ツ:ツワブキ ベ:ベニシダ ギ:ギボウシ リ:リュウノヒゲ

農林庁舎側



南館側

3. 植栽の剪定

- ・低木類・地被類ともに適度な間隔となるよう配慮し、定期的な剪定や草抜きにより風通しをよくするとともに、できる限り自然樹形を生かすように剪定する。
- ・通行・美観上、支障が認められるものは、樹高を制限し、強剪定する。
- ・方法及び時期は下記を目安とする。

(1) 低木類

1) シャシャンボ

- ・長く伸びた枝や痛んだ枝を剪定する。(2月)

2) ウバメガシ

- ・長く伸びた枝や痛んだ枝を自立する高さまで剪定する。(6月頃、11月頃)

3) ゲンカイツツジ

- ・枝葉が密集した部分を中心に、内側に伸びる枝を剪定する。(5~6月:花芽がつくまでに)

- ・枯れている花は取り除く。(5~6月)

4) ヤマアジサイ

- ・開花後に枯れている花は、剪定し取り除く。

- ・秋頃に株の先端から3節下で剪定し、株が徒長しないように適切なサイズに高さを調整する(10月頃)。

(2) 地被類

1) ツワブキ

- ・葉が密集した部分は、茎の根元から剪定する。(4月頃、11月頃)

- ・枯れている花は取り除く。(12~2月)

2) ベニシダ

- ・葉が密集した部分は、茎の根元から剪定する。(3月頃)

- ・痛んだり枯れている葉は取り除く。(隨時)

3) ギボウシ

- ・葉が密集した部分は、葉の根元から剪定する。(3月頃)

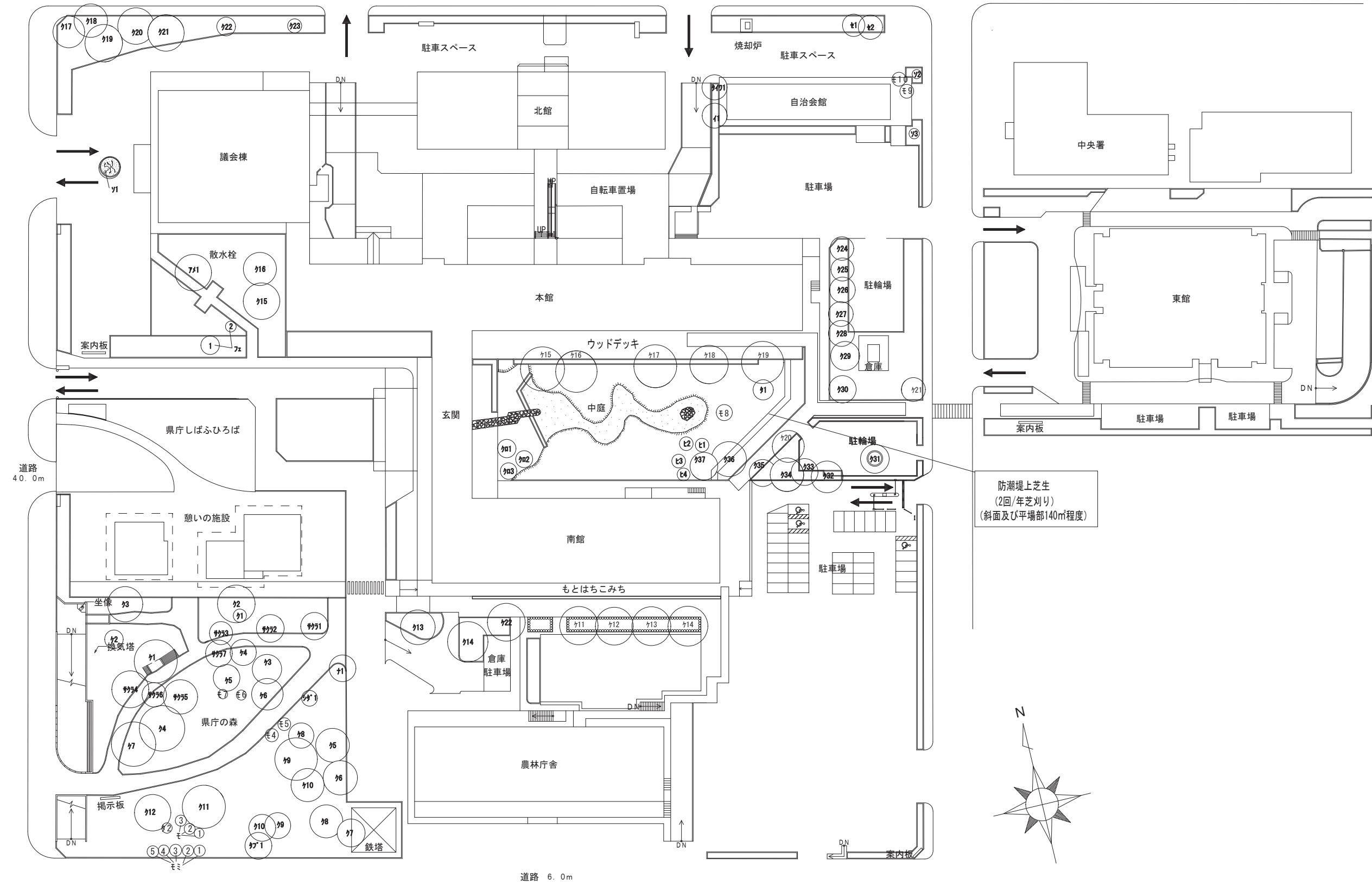
- ・枯れている花は取り除く。(10月頃)

4) リュウノヒゲ

- ・枯れている花は取り除く。(10月~3月)

4. プランター回りの清掃

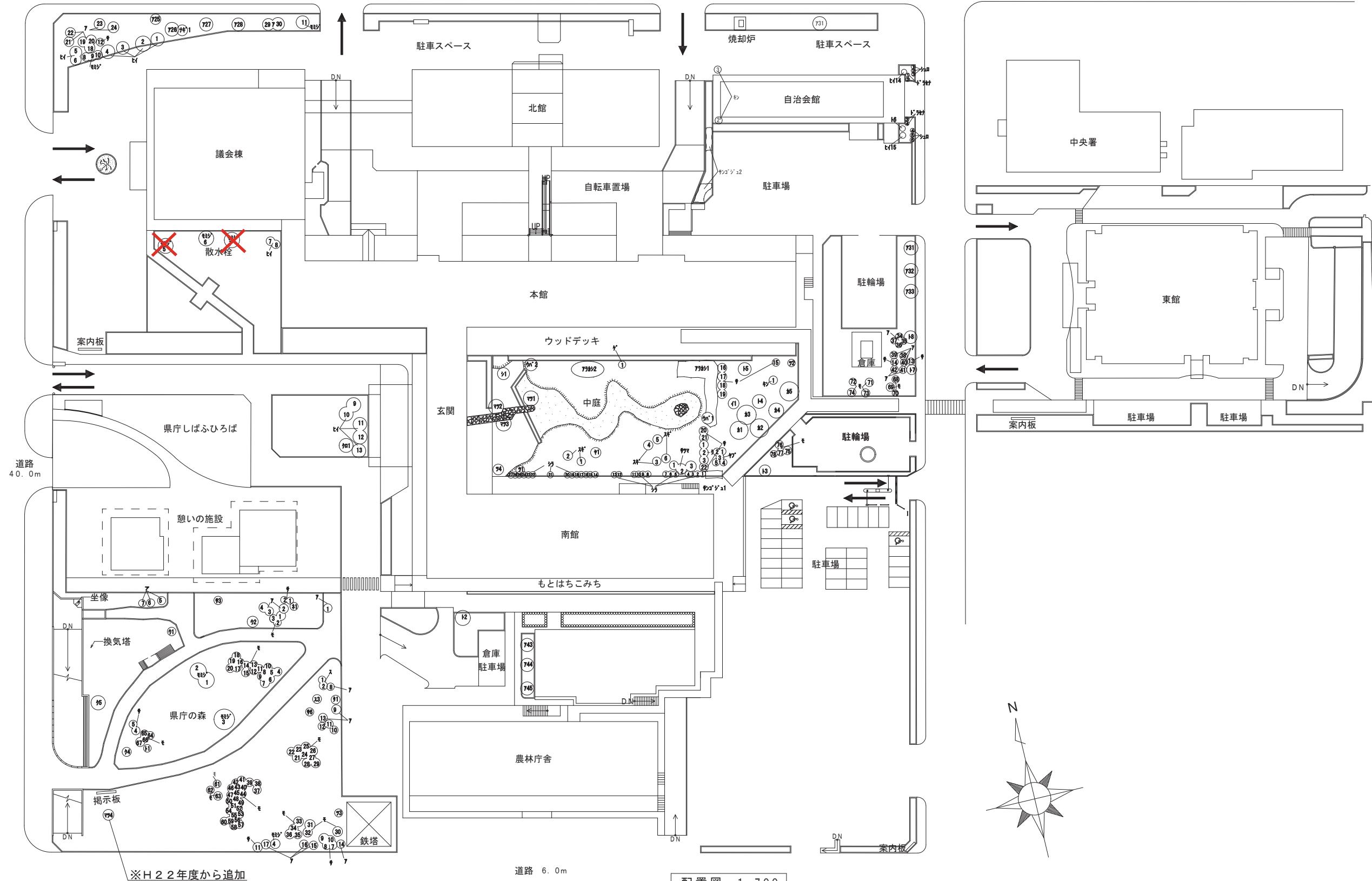
- ・プランター回りの落ち葉などは、適宜清掃を行う。



凡例

アメ	: アメリカフウ	1本	タイワ	: タイワンフウ	1本	モミ	: モミノキ	5本
イ	: イチヨウ	1本	ナ	: ナンキンハゼ	1本			
ク	: クスノキ	37本	フェ	: フェニックス	2本			
ケ	: ケヤキ	22本	ソ	: ソテツ	3ヶ所			
サクラ	: サクラ	7本	クロ	: クロガネモチ	3本			
セ	: センダン	2本	シダ	: シダレイトイヒバ	1本			
タ	: タイサンボク	2本	ヒ	: ヒムロスギ	4本			
タブ	: タブノキ	1本	モミジ	: モミジ	10本			

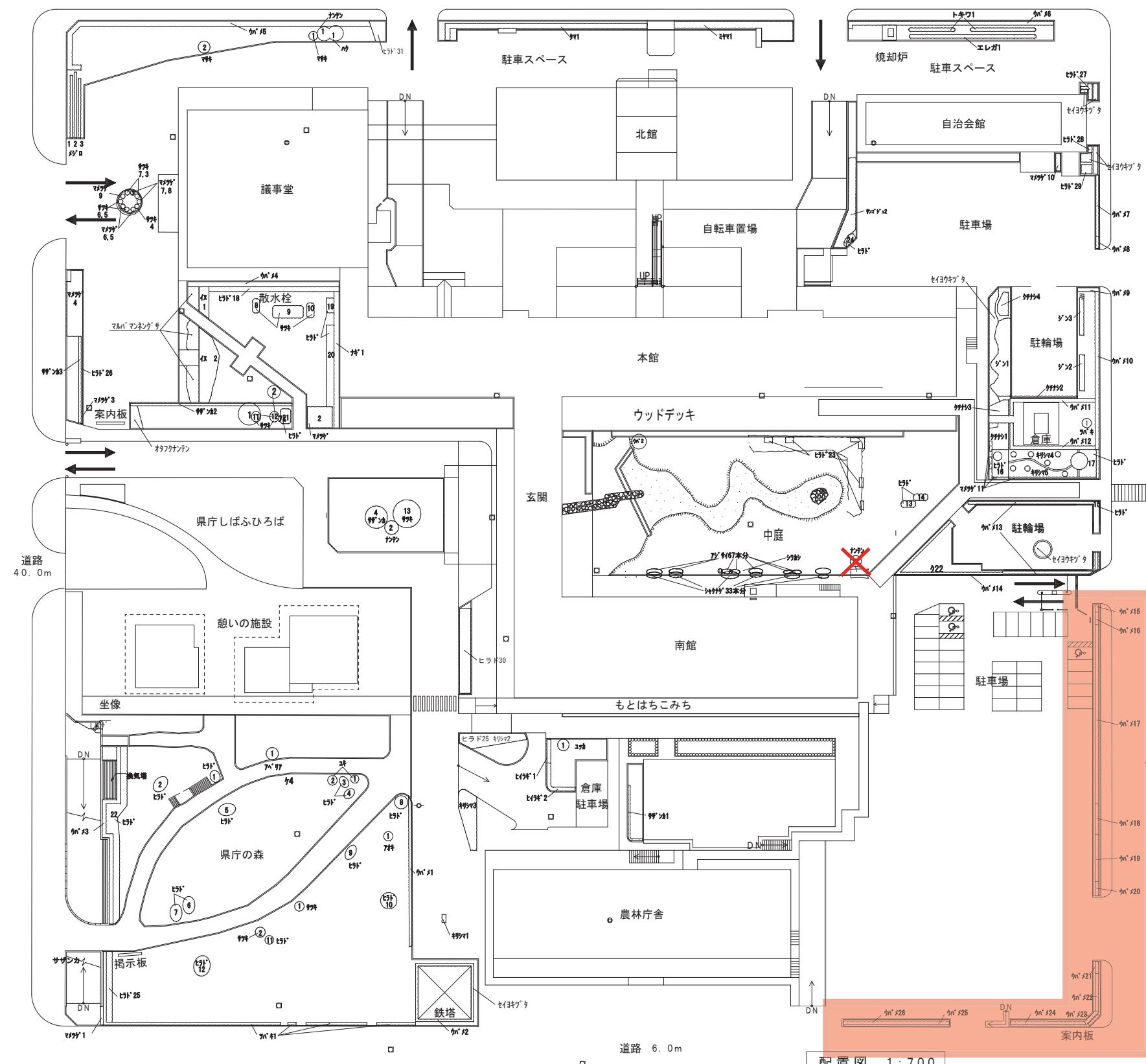
A horizontal number line starting at 0 and ending at 49. The line is divided into segments by tick marks at each integer. The segments from 0 to 7, 14 to 21, 28 to 35, 42 to 49, and beyond 49 are shaded with horizontal lines. The segments from 7 to 14, 21 to 28, and 35 to 42 are unshaded.



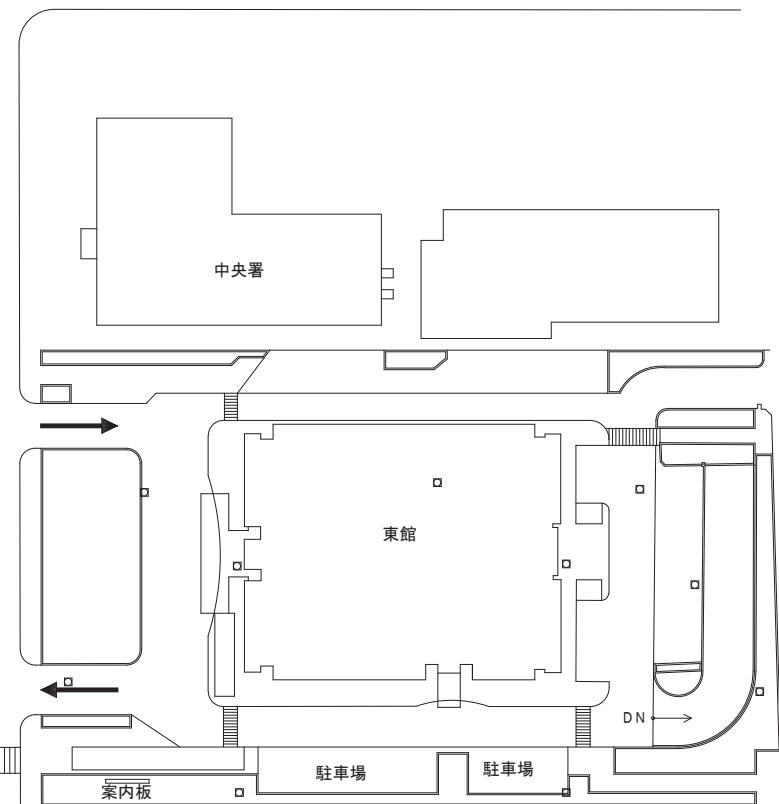
凡例

ア	: アラカシ	45本	マツ	: クロマツ	4本	タ	: タイサンボク	1本	シユロ	: シユロ	6本	「その他」	
イ	: イロハモミジ	1本	ゲ	: ゲッケイジュ	1本	ツ	: ツバキ	4本	ドラセナ	: ドラセナ	4本	アラカシ	密植・列植等(中庭)
ウバ	: ウバメガシ	2本	サツマ	: サツマスギ	3本	ト	: トベラ	8本	ヤブ	: ヤブツバキ	5本	サンゴジュ	"
ウ	: ウメ	2本	サ	: サンゴジュ	22本	ナギ	: ナギ	1本	ヤ	: ヤマザクラ	1本		
カ	: カイヅカイブキ	5本	シ	: シダレツバキ	1本	ネ	: ネズミモチ	1本					
キン	: キンモクセイ	3本	シラ	: シラカシ	27本	ヒイ	: ヒイラギモクセイ	15本					
ク	: クスノキ	5本	ス	: スイリュウヒバ	3本	モ	: モッコク	78本					
クロ	: クロガネモチ	1本	スギ	: スギ	6本	モジ	: モジ	9本					

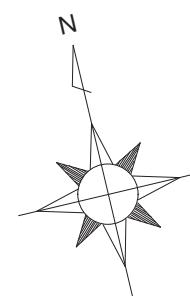
0 7 14 令和2年 28 35 42 49m



配置図 1:700



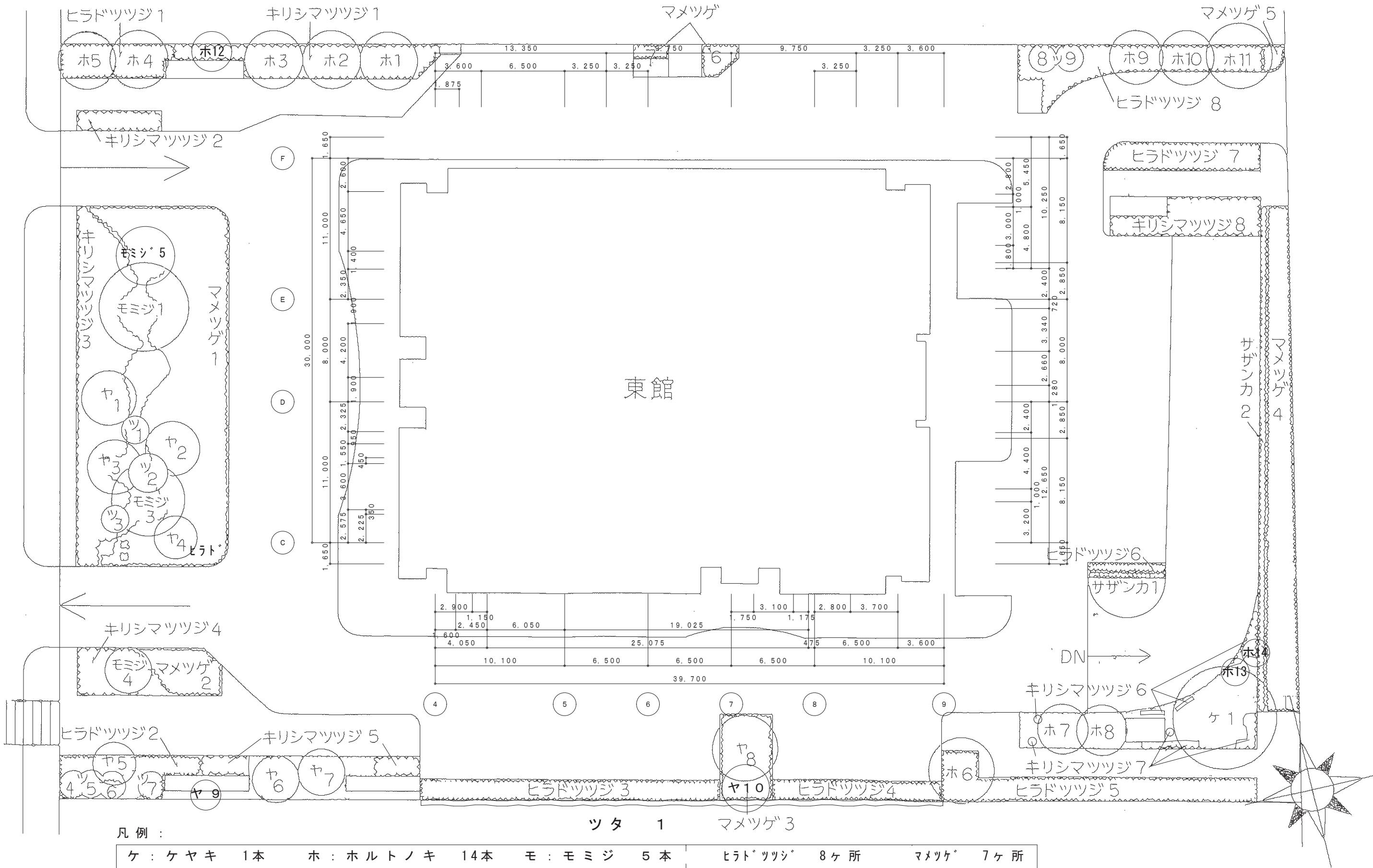
対象外



0 7 14 21 28 35 42 49m

凡例

「生垣」	ウバメガシ	126ヶ所	「低木」	アオキ	同左	サツキ	サツキツツジ	13ヶ所	ヒラド	ヒラドツツジ	31ヶ所	オタフクナンテン	同左	1ヶ所
ウバメ	ウバメガシ	126ヶ所	アオキ	同左		シ	シャクナゲ	33本	マサキ	同左	12ヶ所	マルバマンネングサ	同左	1ヶ所
サザンカ	同左	4ヶ所	アサイ	同左		ジン	ジンチョウゲ	3ヶ所	マメツゲ	同左	11ヶ所	セイヨキツダ	同左	1ヶ所
シラカシ	同左	27本	アベリア	同左		タマ	タマイブキ	1ヶ所	ミヤマ	ミヤマビヤクシン	1ヶ所			
ツバキ	ツバキ	1ヶ所	イヌツゲ	2ヶ所		ツバキ	ツバキ	同左	ユキ	ユキヤナギ	2ヶ所			
ヒイラギ	ヒイラギモクセイ	2ヶ所	キリシマ	5ヶ所		ナンテン	ナンテン	2ヶ所	ユツカ	同左	1ヶ所			
メジロ	メジロスギ	3ヶ所	クチナシ	同左	14ヶ所	ハク	ハクチョウゲ	1ヶ所	エレガ	エレガントシマ	1ヶ所			
ナギ	ナギ	1ヶ所	サザンカ	同左	4ヶ所				トキワ	トキワマンサク	1ヶ所			



広島県植栽管理業務委託共通仕様書（令和6年版）

第1節 一般事項

1 適用

- (1) 本共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、植栽管理業務に適用する。
- (2) 共通仕様書に規定する事項は、別に定めがある場合を除き、受注者の責任において履行すべきものとする。
- (3) 植栽管理業務に係る契約図書は以下によるものとし、相互に補完するものとする。
ただし、契約図書間に相違がある場合の優先順位は、次のアからエの順番とし、これにより難い場合は、4「留意事項」(5)及び(6)による。
 - ア 契約書
 - イ 質問回答書
 - ウ 特記仕様書（図面、機器リストを含む）
 - エ 共通仕様書
- (4) 共通仕様書の規定は、別の定めがある場合は適用しない。

2 業務目的

本業務は、植栽管理について、専門的見地から、植栽地を構成している植物の生育条件を整え、その形態の育成・維持・保全を図ることにより、植栽のもつ美観等の目的・機能の維持に資することを目的とする。

3 用語の定義

契約図書に使用する用語の定義は次の各号に定めるところによる。

- (1) 「施設管理担当者」とは、建築物等の管理に携わる者で、業務の監督を行うことを発注者が指定した者をいう。
- (2) 「受注者等」とは、当該業務契約の受注者又は業務責任者をいう。
- (3) 「業務責任者」とは、業務を総合的に把握し、業務を円滑に実施するために施設管理担当者との連絡調整を行う者で、現場における受注者側の責任者をいう。
- (4) 「業務担当者」とは、業務責任者の指揮により業務を実施するもので、現場における受注者側の担当者をいう。
- (5) 「業務関係者」とは、業務責任者及び業務担当者を総称していう。
- (6) 「施設管理担当者の承諾」とは、受注者が施設管理担当者に対し書面で申し出た事項について、施設管理担当者が書面をもって了解することをいう。
- (7) 「施設管理担当者の指示」とは、施設管理担当者が受注者等に対し業務の実施上必要な事項を、書面によって示すことをいう。
- (8) 「施設管理担当者と協議」とは、協議事項について、施設管理担当者と受注者等とが結論を得るために合議し、その結果を書面に残すことをいう。

- (9) 「施設管理担当者の確認」とは、業務の各段階で受注者が実施した業務について、施設管理担当者が、立会い又は提出された報告に基づき、その事実を認知することをいう。
- (10) 「施設管理担当者の立会い」とは、業務の実施上必要な指示、承諾、協議及び確認を行うため、施設管理担当者がその場に臨むことをいう。
- (11) 「特記」とは、「1適用」の(3)のア、イ及びウに指定された事項をいう。
- (12) 「業務検査」とは、契約書に規定するすべての業務の完了の確認、又は、毎月の支払いの請求に関わる業務の終了の確認をするために、発注者が指定した者が行う検査をいう。
- (13) 「作業」とは、契約図書で定める業務に当たることをいう。
- (14) 「必要に応じて」とは、これに続く事項について、受注者等が作業の実施を判断すべき場合においては、あらかじめ施設管理担当者の承諾を受けて対処すべきことをいう。
- (15) 「原則として」とは、これに続く事項について、受注者等が遵守すべきことをいう。ただし、あらかじめ施設管理担当者の承諾を受けた場合は他の手段によることができる。
- (16) 「関係法令等」とは、業務の実施に当たり守るべき法令及び条例並びに規則、その他行政機関が公示し、又は発する基準、指針、通達等をいう。
- (17) 「資機材」とは、次のような資材及び機材をいう。
ア 資材…ゴミ袋等
イ 機材…剪定バサミ、脚立、梯子、高所作業車等
- (18) 「剪定」とは、樹木の植栽目的にそって樹種による特性を考慮しながら樹形を整備していくことをいう。
- (19) 「基本剪定」とは密生した枝や不必要的枝を除去して樹形の骨格をつくるためのもので主として冬季に行う剪定をいう。
- (20) 「軽剪定」とは樹冠の整正、込みすぎによる枯損枝の発生防止などを目的とするもので、主として夏季に行う剪定をいう。
- (21) 「刈り込み」とは、樹木を一定の形に保ちたいときに、樹冠を刈り取り、縮小させる方法である。整形された樹木の表面の枝葉を密にし、より美しさを強調したり、通風、採光をよくし、病虫害などに対する抵抗力を強めるために行うことを行なうことをいう。
- (22) 「施肥」とは、樹木の必要とする栄養分を効果的に補給することにより、樹木を健全に生育させるための土壤改良と大気汚染などに対する抵抗力を高めるために行うことを行なうことをいう。
- (23) 「除草（人力による抜根除草）」とは、地際より繁茂している雑草類を根株を残さないように人力により抜き取ることをいう。
- (24) 「草刈」とは、繁茂している雑草類を草刈機、その他の器具を用いて地際より丁寧に刈り取ることをいう。

4 留意事項

- (1) 作業施行にあたっては、関係法令、条例及び規則等を遵守し、作業の円滑な進捗を図ること。また、官公署等への必要な届出等は、速やかに処理すること。
- (2) 作業施行に関して関係官公署、付近住民、利用者との交渉を要するとき、または交渉を受けたときは、速やかに施設管理担当者に報告し、協議すること。
- (3) 業務の実施に必要な資機材及び材料、作業の検査、枝葉等の廃棄物の処分及び官公署等への届出手続きに必要な費用は受託者の負担とする。
- (4) 業務の実施に必要な電気、ガス、水道は委託者が必要と認める範囲内で使用を認めること。
- (5) 契約図書の定められた内容に疑義が生じた場合は、施設管理担当者と協議すること。
- (6) (5)の協議を行った結果、契約図書の訂正又は変更を行う場合は、受注者および発注者の協議によることとし、契約図書の訂正又は変更に至らない場合においても、協議の内容を記録し、施設管理担当者へ提出すること。
- (7) 作業の執行について施設管理担当者の立会を求める場合には、あらかじめ施設管理担当者に協議すること。
- (8) 施設管理担当者は、作業が契約どおり行われているかどうかの確認をするため、必要に応じて、作業現場に立ち入り、立会し、または資料の提出を請求できるものとし、受託者はこれに協力すること。
- (9) 業務期間中は、常に作業の安全に留意し、人及び車両等に危険のないよう十分注意し、万一損傷、危害等を与えた場合は、直ちに施設管理担当者に報告するとともに、受託者の責任において処理すること。
- (10) 受託者は、関連樹木について、日照、土壤、灌水等の管理上の問題や、障害枝、危険枝の存在等の安全上の問題、その他業害虫の発生などの樹木の異常を発見した場合は、その都度直ちに、状況及び対応策等を施設管理担当者に報告し、対応について協議すること。
- (11) 受託者は、作業の完了に先立ち、速やかに不要材料を整理し、仮設物等を撤去して現場内外の清掃及び後片付けを完全に行うこと。
- (12) 受託者は、当該作業に伴って発生した、剪定枝葉、伐根その他の雑木及び刈草等の一般廃棄物その他の廃棄物について、排出抑制に努めるとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律 137 号）他関係法令を遵守し、適正に処理すること。
- (13) 受託者は、当該作業に伴って発生した、剪定枝葉、伐採木その他の雑木及び刈草等を野焼きしてはならない。

第2節 材料

1 適用

作業に使用する材料は、特記仕様書に品質規格を特に明示した場合を除き、この共通仕様書に示す規格に適合するもの、又はこれと同等以上の品質を有するものとする。

2 材料の品質及び検査

受託者は、作業に使用する材料の品質を証明する資料を受託者の責任において整備、保管、施設管理担当者から請求があった場合、直ちに提示するとともに、作業完了報告書提出時に提出しなければならない。

2-1 土

- (1) 作業に使用する土は、特記仕様書における作業に適合するものとする。
- (2) 植え込みに用いる客土の材料は、樹木の生育に適合した土壤で、小石、ごみ、雑草、きょう雜物を含まず、病害虫等に侵されていないものとする。

2-2 肥料

- (1) 有機肥料については、それぞれの素材、肥料成分の損失がないよう加工したもので、有害物質が混入していない乾燥したものとする。
- (2) 化学肥料については、それぞれの本来の粒状・固形・結晶の形状を示し、変質していないものとする。
- (3) 肥料については、それぞれの品質に適した包装あるいは容器に入れ、商標または商品名・種類（成分表）・製造年月日・製造業者名・容量を明示するものとする。

2-3 薬剤

- (1) 薬剤は、農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づくものでなければならない。
- (2) 薬剤は、それぞれの品質に適した完全な容器に密封されたもので、変質がなく、商標または商品名・種類（成分表）・製造業者名・容量を明示された有効期限内のものとする。
- (3) 薬剤は、管理責任者を定めて保管しなければならない。

2-4 幹巻き・こも巻き材料

幹巻き・こも巻きの材料のわら製品については、新鮮なもので虫食い、変色のないものとする。

第3節 植栽管理

1 適用

本節は、施設緑地等における樹木剪定、防寒、枯損木処理、病害虫防除・駆除、施肥、除草・草刈等の植栽管理業務について適用するものとする。本節に特に定めのない事項については、第1、2節の規定によるものとする。

2 樹木剪定

- (1) 基本剪定及び軽剪定等を、剪定の必要性や樹種特性に応じて、最も適切な時期と方法で行うこと。
- (2) この委託において対象となる樹木の特性及び当該委託業務が対象樹木に及ぼす影響を十分理解し作業に努めること
- (3) この業務により発生する剪定枝葉、残材等は通行の支障とならないよう、1本又は1箇所ごとにまとめ、作業終了後は速やかに処分清掃を行うこと。

2-1 中高木等の剪定

- (1) 枝落としは、枯枝、弱小枝、戻り枝、交じり枝、立ち枝、中小枝、障害枝及び危険枝とする。
- (2) 剪定する樹木本来の形を基本的に残しつつ、骨格となるべき枝の生育を促進させるよう剪定すること。
- (3) 樹木の上方や南側の樹勢が盛んな部分は強く、下方や北側の樹勢が弱い部分は弱く剪定しなければならない。
- (4) 花木類の剪定に当たっては、花芽の分化時期を考慮し、着芽に支障のない時期に行うこと。
- (5) マツの夏の剪定は、みどりつみを主とし、対象樹木の発芽状態等をよく見極めて、適切な時期に行うこと。
- (6) マツの秋の剪定は、芽抜き、もみ上げを主とし、適切な枝造りを行うこと。

2-2 低木の刈り込み

- (1) 枝の密生した箇所は中すかしを行い、目標とする樹冠を想定して樹冠周縁の小枝を輪郭線を作りながら刈り込むこと。
- (2) 据枝の重要なものは、上枝を強く下枝を弱く刈込むこと。また萌芽力の弱い針葉樹については弱く刈り込み、萌芽力を損なわないよう、樹種の特性に応じて、充分注意しながら芽つみを行うこと。
- (3) 大刈り込みは、各樹種の生育状態に応じ、目標とする刈り高にそろいうよう、刈り込むこと。また、植え込み内に入って作業する場合は、踏み込み部分の枝条を損傷しないように注意し、作業終了後は枝条が元に戻るような処置を行うこと。

2-3 生垣等刈り込み

- (1) クモの巣等を取り除いた後、枯枝を根元から切り取り、天端を揃え一定の幅を定めて両面を刈り込むこと。
- (2) 枝葉は、粗放な部分は必要に応じて、枝葉の粗密をなくすよう枝の誘引を行うこと。(枝の結束にはシロコ等を用いること。)
- (3) 花木類の剪定に当たっては、花芽の分化時期を考慮し、着芽に支障のない時期に行

うこと。

- (4) その他は第3節2・1による。

3 こも巻き及び取り外し（防寒措置）について

- (1) フェニックス、ソテツ類のこも巻きについては、芯立ての後、枝葉を幹に添わせ、荒縄で葉の巻き込みを行い、こもで外側から覆い美観を考慮しつつ、下部から上部に荒縄で巻き上げる。
- (2) マツのこも巻きについては、取付位置は地上高 1.5m内外とし、樹幹にこもを巻き、荒縄で上下 2ヶ所結束しなければならない。
- (3) 原則として、取付時期は、始霜日の後とし、取り外し時期は、終霜日の後とすること。具体的な時期は、隨時、施設管理担当者と協議すること。

4 枯損木処理

- (1) 枯損木の伐採について、常に作業の安全に留意し、作業員、歩行者、及び車両等第三者の生命、身体及び財産の危害、並びに迷惑を防止するために必要な措置を講ずること。
- (2) 枯損木の伐採については、主枝を切断のうえ、樹木の幹を現況地盤際で切断し、運搬可能な形状に揃えて処分しなければならない。
- (3) 抜根の作業については、主要な根を切断、掘り取りのうえ撤去し、根株を掘り取った穴は、土砂で埋め戻さなければならない。

5 病害虫駆除、防除

- (1) 薬剤の使用に関しては、農薬取締法等の農薬関係法規並びにメーカー等で定める使用安全基準及び使用法を厳守し、事前に施設管理担当者に連絡すると共に、人畜への安全に十分注意すること。
- (2) 使用機械及び薬剤の保管については、事前事後を通じて十分に注意し、作業終了後遺漏なく速やかに片付けること。
- (3) 薬剤散布の作業については、付近住民、施設利用者等への通知の方法等について、作業前に、施設管理担当者の指示を受けなければならない。
- (4) 樹木の病害虫の発生調査は定期的に行い、特に発生しやすい時期（梅雨前後等）には重点的に行うこと。また、異常があれば、その都度、直ちに状況及び対応策を施設管理担当者に報告すること。
- (5) 病害虫の発生や被害の有無にかかわらず定期的に農薬を散布することはせず、日常的な観測によって病害虫被害や雑草の発生を早期に発見し、被害を受けた部分のせん定や捕殺、機会除草等の物理的排除により対応するよう最大限努めること。
- (6) 病害虫の発生による植栽への影響や人への被害を防止するためやむを得ず農薬を使用する場合（森林病害虫等防除法（昭和 25 年法律第 53 号）に基づき周辺の被害状況

から見て松くい虫等の防除のための予防散布を行わざるを得ない場合を含む。) は誘殺、塗布、樹幹注入等散布以外の方法を活用するとともに、やむを得ず散布する場合であっても、最小限の部位及び区域における農薬散布にとどめること。また、可能な限り、微生物農薬など人の健康への悪影響が小さいと考えられる農薬の使用の選択に努めること。

- (7) 病害虫の発生前に予防的に農薬を散布しようとして、いくつかの農薬を混ぜて使用するいわゆる「現地混用」は行わないこと。

なお、現に複数の病害虫が発生し現地混用をせざるを得ない場合であっても、有機リン系農薬同士の混用は、決して行わないこと。

- (8) 農薬散布区域の近隣に学校、通学路等がある場合には、万が一にも子どもが農薬を浴びることのないように散布の時間帯に最大限配慮すること。

- (9) 受注者は、農薬を使用した年月日、場所及び対象植物、使用した農薬の種類又は名称並びに使用した農薬の単位面積当たりの使用量又は希釈倍数を記録し、一定期間保管すること。

- (10) 以上の事項の実施にあたっては、公園緑地・街路樹等における病害虫の管理に関する基本的な事項は考え方を整理した「公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル」(平成 22 年 5 月 31 日環境省水・大気環境局土壤環境課農薬環境管理室) に示された技術、対策等を参考とし、状況に応じて実践すること。

- * なお、委託期間中に、業務対象樹木等の管理する数量が減少した場合には、契約額を変更することがある。

5－1 液状薬剤散布

- (1) 受注者は、無風又は風が弱いときに農薬散布を行うなど、近隣に影響が少ない天候の日や時間帯を選び、農薬の飛散を抑制するノズルの使用に努めるとともに、風向き、ノズルの向き等に注意して行うこと。
- (2) 敷布は、噴霧器等を十分圧力をかけて用い、原則として対象物から 30～40 cm 位離して、所定の濃度に希釈したものを葉面及び枝等に細かい水滴がつく程度に行うこと。また余分に薬液がついた場合は振り落としておくこと。
- (3) 敷布中は、作業範囲を明確にし、バリケードやロープなどで囲い、制札板を掲げ、作業関係者以外の立ち入りを禁止すること。

5－2 粒状薬剤敷込

- (1) 原則として樹木主幹を中心に葉張り外周線の地上投影部分に深さ 10 cm 内外の溝を輪状に掘り、溝底に薬剤を平均に敷き込み覆土すること。
- (2) 溝の掘削に際しては、根を痛めないよう注意すること。

6 施肥

- (1) 施肥の作業については、作業前に樹木の根元周辺に散乱する堆積土砂やゴミ等を取り除いたり、きれいに除草しなければならない。

- (2) 樹木に、肥料を樹齢に応じた量でつぼ掘り又は溝掘り後、所定の種類の肥料を根株の周りに過不足なく施肥し、埋め戻し後整地すること。
- (3) 低木等の植えつぶしに施肥する場合は、地表散布すること。なお、枝葉に残った肥料はほうき等で地表に払い落としておくこと。
- (4) 掘り方に際しては、根幹及び枝に損傷を与えないよう十分に注意すること。
- (5) 施肥の時期は、6月及び2月とする。

7 除草、草刈

- (1) 抜き取り、刈り取った草等は、全て場外で適正に処分すること
- (2) 作業は、樹木類を傷つけないよう十分注意すると共に人畜車両等に損傷を与えないよう作業箇所及びその周辺の安全確保に留意すること。特に草刈の場合は、動力草刈機を用いる際は十分注意すること。

7-1 除草

地際より繁茂している雑草を根ごと除去し、除草跡はきれいに清掃すること

7-2 草刈

- (1) 草刈地内にある石、空き缶等の障害物はあらかじめ撤去しなければならない。
- (2) 均一に刈り払い、ツル性雑草は除去すること。刈り跡はきれいに清掃すること。